

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

Insurance Accounting Newsletter

異なる考え方の精緻化と IFRS 第 9 号改訂計画からの ほのかな望み

イントロダクション(Introduction)

前回のニュースレター発行以降も、国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)は、保険リスクを取り巻く不確実性およびこれに関連して生じる有効契約からの利益の会計処理の根本的な論点について意見が分かれたままとなっている。

しかしながら、2011 年 11 月 15 日の会議で、IASB は、IFRS 第 9 号「金融商品」と保険契約の最終基準書の双方の適用に起因する保険会社の会計上のミスマッチの問題に対処するため、IFRS 第 9 号の分類と測定に関する要求事項について、的を絞った改善の検討を全員一致で同意した。

両審議会の最近の作業は、9 月、10 月および 11 月に開催された 4 回の会議におけるものである。

IASB 保険ワーキンググループ(IWG)の会議は 2011 年 10 月 24 日に開催され、その会議の中では、保険業界がいくつかの提案を説明する機会を得た。これらのなかのクライマックスは、特定の資産および負債の変動について OCI を使用する選択肢を設けることと、そのために IFRS 第 9 号の要求事項を改訂する提案であり、多くの支持を得た。

討論は時々特に激しく行われたが、再び結論のない議論となり、これは限られた進捗をもたらしたのみだった。このニュースレターは 9 月 19 日、10 月 20 日および 11 月 16 日に開催された合同会議と、9 月 7 日および 11 月 30 日に開催された FASB 単独の会議をカバーしている。これらの会議におけるほぼすべての暫定決定は、異なるそれぞれの見解をさらに精緻化した結果となり、関係者がそれぞれのモデルを事業に使用した場合の実務における影響を評価するのに役立つものとなった。FASB が上記のそれぞれの会議の前に教育セッションを開催した一方、IASB は残余マージンに関する教育セッションを 11

月 15 日に開催した。

IASB の工程表の 7 月の改訂(これについては以前のニュースレターに記載した)に引き続き、両審議会は 2012 年末までの作業をカバーする最終計画を公表した。2 つの計画のハイライトは以下のとおりである。

- ・最終基準の公表予定日は(IFRS と USGAAP の双方の観点から)2012 年以降になった。

- ・USGAAP の公開草案は 2012 年の上半期末の前に発行される。

9 月 30 日に公表された IASB の工程表では、次のプロセスの文書が USGAAP の公開草案と同じ時間軸での発行を明確にしておき、2 つの会計基準設定プロセスの最終段階が一致する可能性を示している。直近の IASB の工程表では、再公開草案を発行するかレビュー・ドラフトを発行するかを選択肢が残されたままとなっている。

両審議会の最近の作業について、我々の分析を以下の 3 つのテーマに基づき行った。

- ・不確実性および利益の会計処理(9 月 7 日の FASB 会議、9 月 19 日の IASB 会議、11 月 15 日の IASB 教育セッション)

- ・資産と負債の会計上のミスマッチ(10 月 24 日の IWG 会議、11 月 15 日の IASB 会議、11 月 30 日の FASB 会議)

- ・表示および開示(9 月 19 日、10 月 20 日および 11 月 16 日の合同会議)

それぞれのテーマについて、我々は関連する会議の参考資料を追加した。これは我々がすでに IASPlus のニュースサービス[*1]および Insurance Contracts Project Insight のニュースレター [*2]を通じて報告したものである。

[*1]: <http://www.iasplus.com/agenda/insure2.htm>
[*2]

: <http://www.iasplus.com/insight/insurancecontracts.pdf>

さらに、我々は、2010 年公開草案「保険契約」(ED) に対するデロイトのコメント・レターから関連するコメントを抜粋し強調した注釈も付け加え、当初の ED からの変更点のいくつかを我々の提案と比較して示した。

不確実性および利益の会計処理 (Accounting for uncertainty and profit)

FASB は単一マージンモデルを精緻化し、2 つの異なる利益獲得アプローチを開発する。

9 月 7 日の会議で FASB は、現在提案されている IFRS のモデルに対する代替案(FASB が採用することを望んでいる案)の予備的な理解を関係者に提供することになる、最初の一連の重要な決定に達した。

これらの決定事項の中には、保険ポートフォリオからの利益を認識するために 2 つのモデルの開発が間違いなく含まれる。FASB は、単一マージン(以前の文書では複合マージン)がどのように損益となるかについて審議することにより、この結論に達した。保険者が保険契約を会計処理するために 2 つのアプローチのうちの 1 つを適用するにあたっての規準は、短期保険契約をいかに識別するかという適格性規準である。この適格性規準について IASB と FASB は、去る 7 月の合同会議では合意に達することができなかった。

FASB のスタッフは、短期保険契約に適用されるべき利益パターンについての提案を詳しく説明した包括的な文書を示した。

その中では以下の 3 つの選択肢が説明されていた。

・選択肢 1: 既存の USGAAP(未経過保険料負債、割引前保険金負債)を維持する

・選択肢 2: カバー期間中は未経過保険料方式を使用し、保険事故発生後についてはキャッシュ・フローを割引く「2 ビルディング・ブロック」負債とする(すなわち、保険金負債についてはマージンを加えない)

・選択肢 3: カバー期間中は未経過保険料方式を使用し、割引後保険金負債に単一マージンを加える(2011 年 5 月 17 日および 18 日に決定された変動性減少の原則に基づく)

FASB のスタッフは選択肢 3 の採用を提案し、その際、3 つの選択肢およびそれぞれの選択肢を採用する場合に保険者が財務諸表で報告することになる利益パターンを解説する例示を提供した。スタッフは、確率加重した割引後の見積保険金キャッシュ・フローについて、カバー期間の終了時点では販売時に比べて小さくなっているが依然として著しい変動性があることに言及した。この性質があるため、FASB のスタッフは、保険者が、カバー期間の終了

時点での変動性に対する残余のエクスポージャーを捕捉する単一マージンを加えることによって、負債を増加させるべきであると提案した。スタッフは、さらに、保険金負債の割引はそれが重要な場合には目的適合性のある財務情報となるため、既存の USGAAP を維持することに賛成しないことを説明した。

FASB の理事は、単一マージンの収益計上の原則をカバー期間内とするかカバー期間を越えるものとするかについて幅広く議論した。彼らはカバー期間を越えて単一マージンを収益計上するというスタッフの提案を却下した。

多くの理事は、以前、単一マージンをキャッシュ・フローの変動性の変化に応じて配分するというベースで収益計上することに投票していた(当ニュースレター21号を参照)が、今回の会議で、この決定が短期契約には適用されないことを条件に投票したものだ、と説明した。さらに、短期契約の適格性に関する7月と10月の会議における討論(詳細は下記参照)では、これらの契約は間違いなく別個のモデルで会計処理すべきであるというFASBの考えが浮き彫りになった。この収益計上アプローチの基礎となる原則は、待機債務の履行はカバー期間が満了したときに完了するということである。発生保険金を決済するいかなる行為もサービスの提供としては適格ではない(一部のFASB理事は、この点を収益認識プロジェクトとより整合させるべきであると考えている)。一方、FASB理事の一人が述べたように、その行為は「費用最適化行動」である。FASBが「待機債務」を提供するサービスを完了したものとみなすのは、たとえ発生保険金の通知を受けてその決済を完了するのに数年を要する場合であっても、保険者がその契約の下で新しい保険金請求を受ける義務をもちや負わないという段階である。

討論を通じて、FASBのスタッフは、過去数ヶ月の調査において、利用者は短期契約の会計モデル(現行のUSGAAPにできるだけ密接に擦り寄ったものとすべきである)にさらなる複雑性がもたらされることを好んでいないことを示唆していることに言及した。FASBの理事は選択肢2が他の2つに比べてこの目的をよりよく達成できると思われる述べた。なぜなら、より透明性があり原則ベースの保険金負債測定(すなわち、割引後確率加重キャッシュ・フローの見積りを使用した保険金負債の測定)を単純に要求事項としているからである。FASBの理事は、キャッシュ・フローの変動性について言えば、財務諸表で提供されるロスデベロップメント表を分析することに

より必要な情報を手に入れることに言及した。

この決定は、FASBが5月以降追求している短期契約を別個のモデルとすることについて、より明確な見解を与えている。また、これにより、保険契約の一部を区分するための目的適合性があり信頼性のあるベースをもたらず適格性規準一式の開発に注力することになる。上述のように、これを達成するために10月の合同会議で行われた他の試みは不成功に終わった(より詳細な内容は後述)。

短期契約の会計処理についてIASBのアプローチとの根本的な相違は、IASBの保険金負債がカバー期間終了後に解放される再測定されたりリスク調整負債を含むことである。単一マージン・アプローチについてFASBが行った決定と同様に、IASBは残余マージンをカバー期間にわたって収益計上することを決定した。

単一マージン・アプローチにおける会計処理:ビルディング・ブロック・アプローチでのマージンの収益計上についてのFASBの一般原則

FASBのスタッフは、事後の会計処理およびビルディング・ブロック・アプローチでの単一マージンの収益計上についての提案をまとめた包括的な文書を示した。この提案は、基礎となる確率加重キャッシュ・フローの不確実性が減少するにつれてマージンが収益計上されるという原則に基づいている。この不確実性は、「特定の不確実な将来事象のキャッシュ・フローの変動性」と定義され、以下のとおりである。

・変動性が主に時期に起因する契約については、利益への解放は、特定事象の時期の不確実性の減少に基づく。

・変動性が主に事象の頻度および重要度に起因する契約については、利益への解放は、契約のライフサイクルを通じた予想キャッシュ・フローに関する情報の出現に伴う不確実性の減少に基づく。

議論では、損害保険者により発行される特定の保険契約について短期契約の適格性規準で捉えられない場合にのみ、上記の原則が適用されることが浮き彫りになった。そのためFASBは、これらのカテゴリーが実務に及ぼす適用上のポイントの数にかかわらず、両方のカテゴリーを認めることが適切であると判断した。

FASBの議長は、適格性規準は引き続き討論され

ており、現在損害保険業界により発行されている保険契約の一部は、短期契約の適格性規準が最終化されても捉えられない可能性がある、と述べた。この場合、単一マージンの収益計上はビルディング・ブロック・アプローチの原則に従うことになり、保険事故の発生前と発生後とで別個の測定モデルは必要ない。

FASB はスタッフ提案を全員一致で支持した。適用指針も全員一致で承認された。この指針は、保険者が 2 つの原則の適用を検討する必要がある事象に言及している。FASB が全員一致で支持した適用指針の他の箇所は、ライフサイクルの各時点に関連するものであり、これらの時点はキャッシュ・フローの変動性の減少の分析において考慮されるべきものである。これらの時点としては特に以下を含むべきである。

- ・保険者が、いまだ報告されていない保険金請求に対する責を負う時点
- ・保険金請求が報告される時点
- ・追加的な情報が既知となる時点
- ・契約の関係者がその金額の決済に同意する時点
- ・保険金が支払われる時点

これらは、保険金サイクルにおける典型的な局面である。

単一マージンの会計処理についてのデロイトの見解
2010 年 9 月のディスカッション・ペーパーで示された単一マージンの会計処理の根拠を破棄する FASB の決定は、以下の 2 つの特徴を取り入れることになるので、デロイトがコメント・レターで示した提案に近づくことになる。

1) 単一マージンを解放するために保険金・給付金支払アプローチではなくキャッシュ・フローの変動性を使用することは、保険ポートフォリオを組成し管理する経済実態をよりよく反映し、将来キャッシュ・フローの期待現在価値の将来に向けての変動と損益への解放をリンクさせる。

2) キャッシュ・フローの変動性が保険ポートフォリオの保険事故発生前と発生後の局面で共通であることを受容することと、その結果として、保険ポートフォリオの全期間にわたるキャッシュ・フローの変動性の変化に対する統合したアプローチのみが単一マージンの収益への解放を目的適合性と信頼性のあるものになりうるという要求事項。

我々はリスク調整および残余マージンを使用したモデルを選好している。しかしながら我々は、残余また

は単一マージンの会計処理モデルは、期待現在価値に対して再較正されず、収益への解放が期間にわたって発生した保険金・給付金に基づく場合には信頼しえないものであると述べた。

「我々は、残余マージンが、事後の報告期間において、履行キャッシュ・フローの期待現在価値に影響を与える仮定の変動を反映するように再較正されるべきであると考えている。要するに、この意味するところは、ビルディング・ブロック1と2におけるすべての将来に向けての変動がまず初めに残余マージン残高と相殺されることである。実績調整(すなわち、契約開始時の予想キャッシュ・フローと実際キャッシュ・フローとの差額)は、その期の損益に直接認識される。」

「残余マージンの規則的な解放は ED50 項で定められている。すなわち、残余マージンは『時の経過』または『発生保険金・給付金の予想時期』(時の経過と著しく異なる場合)に従って償却される。多くの生命保険商品について、保険金・給付金のパターンは、実際には時の経過とは本質的に異なる。なぜなら、給付金を支払わなければならない確率は契約期間の後半に上昇する傾向があるためである。例えば、終身契約の死亡給付金は多くの場合契約期間を通じて一定であるのに対して、その給付金の評価額は、死亡確率が年齢とともに上昇するのに伴い、デューションとともに増加するのが一般的である。他の例としては、短期の養老保険における大半の給付金は、契約満期に支払われる。『時の経過』と比べて、『発生保険金・給付金の予想時期』に基づく償却パターンは、結果的に残余マージンの償却を実質的に後倒しにする。これらの理由により我々は、審議会が、残余マージンの規則的な解放が時の経過または他の合理的なベースで計算されるように 50 項を修正することを提案する。」

「さらに、我々は、残余マージンを保険契約のカバー期間にわたって解放するという ED における提案が、裁量的な線引きをもたらすと考えている。かわりに、我々は、残余マージンの解放期間はカバー期間と保険金請求処理期間を合計した期間とすることを提案する。」

短期契約およびビルディング・ブロック・アプローチで会計処理される契約についての決定の複合的な影響で、同等のキャッシュ・フローであっても、2つの著しく異なる利益パターンが生じる。前者(短期契約)では前倒しで、後者(ビルディング・ブロック・アプローチで会計処理される契約)では後倒しで、利益が

認識される。

さらに、ポートフォリオの全期間において保険事故発生前の局面からマージンを繰り越すことなくキャッシュ・フローの期待現在価値の見積りに統計的平均値を使用する要求事項を前提とすると、FASB の提案における短期契約の保険金負債から生じる利益のボラティリティは相当なものになりうる。

IASB はリスク調整負債に関する要求事項を精緻化する

FASB は参加しなかったが、IASB は9月19日の会議で、3つの重要な決定(そのうちの1つはスタッフ提案に反対するものであった)に達することにより、リスク調整に関する測定モデルを精緻化させた。

1つ目の提案は、リスク調整の目的を「保険者が保険契約を履行する際に生じるキャッシュ・フロー固有の不確実性にさらされることに対して要求する対価」と定義するものであった。スタッフはまた、IASB に対して、2つの以前の決定を承認することを求めた。1つは、以下の例を使用してこの目的に関する指針を最終基準に含めることである。

「リスク調整では、保険者が、(1)50%の確率で 90、50%の確率で 110 になるという負債を履行することと(2)100 の負債を履行することとの間で中立になるよう要求する対価を測定することになる。」

スタッフが IASB に承認を求めたもう1つの決定は、保険者が予想キャッシュ・フローの見積りの確率分布内における有利な結果と不利な結果の双方を考慮してリスク調整の計算を行うべきである、というものである。IASB はこれらの提案を全員一致で承認した。

リスク調整の目的に関するデロイトの見解

上記の決定とともに IASB は、我々のコメント・レターの提案を採用し、以下の文章を取り入れた。すなわち、将来キャッシュ・フローの確率加重正味現在価値を計算するために使用される平均値を取り巻く統計的な不確実性を捕捉する追加負債の評価にあたっての中立性を認めること、および報告企業(保険者)特有のリスク選好と測定プロセスをリンクさせることにより、企業固有のリスク評価を強調することである。

また IASB は、リスク調整がゼロとなるような状況を明確化するための設例を含めるというデロイトの提案に同意した。

スタッフからの2つ目の提案は、異なる技法で計算されたすべてのリスク調整負債について信頼区間技法を使用して再計算し同等の信頼区間パーセンテージを開示するという要求事項を、ED から除去することであった。これは、デロイトを含む多くのコメント提供者が除去すべきと提案していた開示の要求事項である。しかしながら、IASB はスタッフ提案を好ましく思わず、この提案を却下した。この開示の要求事項を残すことにより、投資家が異なる保険者間の比較をする際に役立つ参照情報が提示されるからである。15名中4名の理事のみがスタッフ提案に賛成した。

信頼区間の強制開示についてのデロイトの見解

我々のコメント・レターの記述は、この論点の本質を完全に捉え続けている。

「我々は、ED90 項(b)の説明には重大な問題があると考えている。この開示の要求事項には以下の相容れない2つの解釈があるためである。(1)リスク調整を測定するために資本コスト法(CoC)または条件付テール期待値(CTE)の技法が使用される場合、保険者は、これと同等の結果となる信頼区間(CI)を説明しなければならない。(2)CoC または CTE 技法が使用される場合、保険者は、これらの技法で用いた CI を開示しなければならない。我々は、結論の根拠 BC117 項(c)の記述により、解釈(1)が IASB の意図するものであると考えている。この考え方に基づき、我々はこの開示の要求事項に同意しない。」

「保険者がリスク調整をどのように測定したかという開示は、有用で透明性のある情報を利用者に提供するために十分に行うべきである。我々は、ED90 項(b)で提案されている開示が比較可能性を向上させることに同意しない。なぜなら、審議会も認識しているように、CI 技法が適当ではない状況が存在し、したがって CoC または CTE が特定のリスクを測定するための最も適当な技法として選択されたのであれば、適当でない技法で同じ金額の算出を試みることはまったく無意味だからである。」

「さらに、現在、CTE または CoC の結果を CI の金額に置き換える実務経験は限られており、その状況での当該開示は、複数の期間にわたって一貫性なく作成される可能性が高い。例えば ED の B82 項では、地震のエクスポージャーのようなリスクを参照している。このような場合、CoC および CI 技法では、全体として低頻度で重要度の高い損失の確率を考慮に入れるが、確率分布カーブの極端なテールは考慮せず、保険者はこのような技法が適当であるとは考えな

い可能性が高い。CTE(またはその他のより適切な技法)を用いて計算したリスク調整と、CI 技法を用いた「同等」のリスク調整とを比較することはまったく意味がない。」

3 つ目の提案は、リスク調整技法について 3 技法(信頼区間、資本コストおよび条件付テール期待値)から選択しなければならないという要求事項を、ED から除去することであった。スタッフは、これらの技法および関連する適用指針が例示としてのみ残すことを提案した。少数の理事は保険負債に比較可能性がなくなるという懸念を示したが、IASB 理事の大多数はスタッフ提案を支持した(賛成 12、反対 3)。

リスク調整の目的に関するデロイトの見解

リスク調整技法の選択の幅を狭める規定を除去する IASB の決定は、デロイトの提案を採用したものである。

しかしながら、元の 3 技法(信頼区間、条件付テール期待値(CTE)および資本コスト)を例示として残すならば、信頼区間技法および CTE 技法におけるパーセンタイルの高低を示す諸要素、保険者が資本コスト技法における資本の金額の高低および資本コスト率を算定するために考慮する必要がある諸要素を含む、広範な適用指針もあわせて必要である。

IASB 理事の多くは、リスク調整を信頼区間以外の技法で測定する場合に同等な信頼区間を開示することを企業に要求する以前の決定が、比較可能性に関する懸念を緩和すると考えていると思われる。しかしながら、一部の IASB 理事の間では、同等な開示の開発と実行には困難があり、潜在的に有用性が欠落していることについて、十分には評価されていないようであった。

IASB は、残余マージン負債をアンロックするモデルをさらに精緻化するための準備を行う

IASB は残余マージンについての教育セッションを行うため 11 月 15 日に会合を開いた。この会議で IASB のスタッフは文書を示し、審議会に対していくつかの質問についての意見を求めたが、公式な意思決定は求めなかった。FASB のスタッフが電話会議で参加したが、FASB は単一マージンを選好しているため、議論には参加しなかった。

IASB は提示された 4 つの文書のうち 2 つのみを議論した。すなわち、アンロックしない ED の考え方に

対してアンロックする 6 月の暫定決定の再評価を行った文書と、「どのような見積りの変動に対して残余マージンを調整(アンロック)するか」という質問に対する回答を試みた文書に焦点をあてた。アンロックするという去る 6 月に達した暫定決定についての重要なテストの結果は、以下のように要約される。

・僅差での IASB の多数派は、非金融変数に依存する仮定について残余マージンをアンロックするという概念を支持し続けている。残りの理事は、この決定が、アンロックの複雑性が生み出すコストを超える便益をもたらすかについて、確信できないままでいる。

・非金融変数と金融変数の両方が特定の仮定(例:失効率)に影響を与えること、および提案された区分方法が信頼性のあるアンロックモデルを開発するために使用されるかどうかを確立するためにより多くの作業が必要であることが認識されていた。

・アンロックモデルに金融変数を認めるかどうかについての最終決定は、IASB が同じ会議で検討することを決定した IFRS 第 9 号の的を絞った改善と平行して行われる。

残余マージンのアンロックについてのデロイトの見解

我々のコメント・レターの記述は、この論点についての我々の見解を示している。

「したがって、保険者は、関連する金融資産を償却原価で測定する場合、各報告日において残余マージンを再校正するべきであり、保険負債の残余マージン要素の事後測定値(規則的に解放した金額を控除後)を算定するために、ビルディング・ブロックの将来の変動を使用するべきである、と我々は提案する。」

「また、ポートフォリオが不利となった場合には、保険者は残りの累積残余マージンの全部または一部を必要な範囲において損益に解放しなければならないことを最終基準書は要求すべきである。」

「また、保険者は、関連する金融資産について損益を通じて公正価値で測定する場合、残余マージンの再校正から金利リスクのような金融変数を除去することで、市場金利の変動に起因する割引率の変動を損益に直接計上することを認めるべきである、と我々は提案する。」

資産と負債の会計上のミスマッチ (Asset-liability accounting mismatch)

保険業界は、資産と負債の会計上のミスマッチに対する「OCIによる解決策」を提案

「OCIによる解決策」をめぐる議論は、10月24日のIWG会議の大部分を占めた。その会議では、2団体が、保険契約の最終基準書とIFRS第9号における金融資産に対する要求事項の双方を適用することによる複合的な影響が生み出す会計上のボラティリティに対処するために包括利益計算書のOCIセクションをどのように使用するかについて、それぞれの見解を示した。

OCIは包括利益計算書の税引後利益に続くセクションであり、IFRSでは、報告期間の損益の枠外で認識されることが要求されるすべての利得および損失を認識するために使用される。

ハブグローバル保険グループおよび欧州保険 CFO フォーラム(CEA と協力)がそれぞれの提案を示した。このなかには、いくつか共通する記述がある。両者は、保険事業モデルがより長期間にわたるものであるため、現行のIFRSの提案が保険者の損益で認識することを要求する金融変数の短期的な変動は、保険者が負債を決済するために必要な資産からの実際のキャッシュ・フローには影響を与えないと主張した。これらの利得および損失をある期の損益に含めることは、その期の基礎となる財務業績を分かりにくくする。損益から、変動性によって生じるこれらの利得および損失を区別することにより、より目的適合性のある業績情報を生み出す。またこれらの利得および損失はOCIを通じて認識されるが、資産および負債はこれらによって調整されるので、貸借対照表を現行の提案から変えることはない。

ハブグローバル保険グループの提案では、IFRSへの必要な改訂が以下のようにまとめられていた。

1. 「保険負債を裏付ける資産」という区分を導入する。これはあらゆる種類の金融資産(つまりデリバティブ・非デリバティブ双方)にわたって機能し、また不動産への投資(すなわち、投資不動産)も含む。次善の選択肢は、非デリバティブの金融商品について「売却可能(Available for sale)」区分を再導入することである。

2. これらの資産の会計処理として、OCIを通じて公正価値で測定する(FVTOCI)と損益を通じて公正

価値で測定する(FVTPL)のいずれかに指定することを保険者に認め、会計上の選択肢を導入する。

3. FVTOCIの金融商品に、償却原価で測定される金融資産に関して現在開発中の減損の原則を適用する。FVTOCIで測定される資本性金融商品に関する減損の原則を開発する。

4. 当初OCIで認識された利得および損失を、実現または減損の決定に基づき損益に「リサイクリング」することを要求する。

5. 当初の割引率を現在の市場金利の水準に合わせることに起因する保険負債の事後変動のすべてをOCIに反映する。保険負債の利息費用は、負債の当初認識時に選択された割引率に基づき算定する。

6. 当初OCIで認識された利得および損失を、保険負債の認識が中止されたとき、保険負債に組み込まれたオプションおよび保証が「イン・ザ・マネー」になった場合(つまり、現在の市場金利が、保険負債に組み込まれた最低保証利回りを下回る水準まで低下したとき)に、損益にリサイクリングすることを要求する。

欧州 CFO フォーラムの提案は、FVTOCIへの資産の指定を認める原則を支持するものであったが、上記に要約したほど詳細なものではない。かわりに、IFRSの改訂が異なる種類の有配当性にどのように適用されるかについての議論のみに限られていた。

欧州 CFO フォーラムは、保険市場で一般にみられる契約者の配当には大きく2つの型があり、それぞれ異なる種類の「OCIによる解決策」を要求することに言及した。

有配当性の1つの型は、保険者と契約者との間で剰余を分配するために、実現した利得および損失の原則を使用する(「大陸型」有配当性と定義される)。この場合、ハブグローバル保険グループの提案は有効に機能する。

有配当性のもう一方の型は、契約者に付与される金額と、同時に、所定の期に株主に分配される金額を決定するために、予想長期資産リターンを使用する(「UK型」有配当性と定義される)。この有配当性のメカニズムは、ハブグローバル保険グループの提案では有効に機能しない。

欧州 CFO フォーラムの主要な提案は、IASB が「OCI による解決策」の採用を検討する際にこの事実を反映することであった。

IASB は、保険者の資産と負債のミスマッチに対応するために IFRS 第 9 号を再検討することを全員一致で決定

2010 年に開催された IWG 会議のうちある会議で、当時の IASB の議長の開会挨拶を覚えている方がいるかもしれない。その場で彼は、IASB が、保険者の財務報告上の論点に対処するために IFRS 第 9 号を再検討することは計画していないと述べた。

11 月 15 日の会議で IASB は、Hans Hoogervorst 議長の下、IFRS 第 9 号についての的を絞った改善を検討することを全員一致で決定した。これは、とりわけ保険者に影響を及ぼす資産と負債のミスマッチから生じる論点に対処するものである。

IASB はスタッフから、これまでに受領したフィードバックによれば IFRS 第 9 号は基本的に理にかなっており実用可能であるという説明を受けたが、IFRS 第 9 号の的を絞った再検討を求める論点も起きている。スタッフは、当該再検討の主な理由が、保険契約プロジェクトと IFRS 第 9 号に基づく金融資産の分類および測定との相互関係であることに言及した。特に、保険プロジェクトにおけるこれまでの決定によれば、保険負債の再測定は、損益を通じて認識する要素と、OCI を通じて認識する他の要素に分けられることになる。一方でこれらの保険負債の裏付けとなる金融資産は、償却原価または FVTPL で認識されるため、関連する負債との間で会計上のミスマッチが生じることになる。

IFRS 第 9 号を再検討する追加の理由は、早期適用において直面した論点と、近日中に公開される予定の金融商品の分類および測定についての FASB の再審議を IASB が検討し、適切な会計基準の設定環境を確保することである。

しかしながら、スタッフは、IFRS 第 9 号のいかなる再検討も、すでに IFRS 第 9 号を早期適用している企業や IFRS 第 9 号の適用に向けてすでに多くの時間と資源をつぎ込んでいる企業に対して相応の敬意を表して開発されるよう、できる限りの的を絞ったものとすべきであることを認識していた。

すべての IASB の理事は、IFRS 第 9 号の「的を絞った」再検討が適切であることについて総論で同意していた。しかしながら、各理事がこれを支持する理

由およびその支持の程度は異なっていた。理事の大半は、保険契約プロジェクトとの相互関係から生じる論点およびその相互関係にどう対処するのが最善かを再検討する必要性を認識していた。

数名の IASB 理事は、FASB とのさらなるコンバージェンスの機会を IFRS 第 9 号の再検討の重要な利点と見ていたが、他の理事はコンバージェンスのために IFRS 第 9 号を再検討することについてより懐疑的であった。彼らは合同での金融商品プロジェクトにおける過去の困難さを引き合いに出し、また、IFRS 第 9 号がすでに発行された後の 2010 年に大きく異なる公開草案を公表した FASB の決定に対し懸念を示した。

FASB は、会計上のミスマッチを軽減するように有配当負債を測定する IASB の決定にコンバージェンスすることを決定

11 月 30 日の会議で FASB は、有配当保険負債の測定について審議した。この決定は IASB が去る 5 月にすでに検討した特定の状況に焦点を当てており、また、2010 年の公開草案公表以降、IASB の以前の決定に FASB が事後的にコンバージェンスをした最初の事例であることから、注目に値するものである。

本決定の範囲は、一部（またははすべて）のキャッシュ・フローが「保険者の財政状態計算書で認識された他の資産（または負債）の運用成績または保険者自身の業績にその全部（または一部）が契約上依存することと、保険契約上の義務の構成要素となることの両方を満たす、裁量権のない業績連動の有配当性」から生じる保険負債に影響を与える。

IASB の決定は、関連する資産の帳簿金額を参照することによってこれらのキャッシュ・フローを測定することを保険者に要求するものであった。さらに保険者は、関連する資産の変動が損益で表示される場合にのみ、保険負債の構成要素の変動を損益で表示する。資産の変動が OCI で表示される場合には、保険負債の変動は同じ表示方法に従うことになる。

FASB はこのアプローチの利点を議論し、会計上のミスマッチが明らかな状況に対処するための実務的な解決策であると決定した。この決定は、これらの性質を示すキャッシュ・フローにのみ適用され、他の測定は要求されない。FASB は、その見解を IASB の見解に合わせるという一連の決定を、全員一致の投票で承認した。

表示および開示の要求事項(Presentation and disclosure requirements)

財政状態計算書の表示の要求事項のコンバージョン

10月20日開催の合同会議において、スタッフは公開草案における財政状態計算書の表示の要求事項に関して6つの提案を行った。

第1の提案は、財政状態計算書の本体、または財政状態計算書へ調整可能な注記のいずれかにおいて、期待将来キャッシュ・フロー、リスク調整(IASBのみ)、残余マージン(IASBのみ)、単一マージン(FASBのみ)および割引の効果(「ビルディング・ブロックの構成要素」)に区分するというものである。両審議会はこの提案を承認し、IASBは15名中9名、FASBは7名中6名が賛成した。

第2の提案は、保険料配分アプローチに基づき測定される契約について、未経過カバー期間に係る負債(責任準備金)と発生保険金に係る負債(支払備金)を、注記ではなく財政状態計算書の本体において区分表示するというものである。スタッフは区分表示することにより企業の財務諸表の透明性が高まると考えている。なぜなら、財政状態計算書において履行義務と一定の金額の支払義務を区別することで、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性を評価するという財務諸表利用者の能力が強化されることになるからである。負債について同様の取扱いをすることは、包括利益計算書において構成要素を区分表示することと整合的である。両審議会は全員一致でこれを承認した。

第3および第4の提案は、まとめると以下のとおりである。

a) 財政状態計算書において、保険料を受け取るという無条件の権利を保険資産または負債から区分表示する。

b) 財政状態計算書において、保険料配分アプローチの下で保険料を受け取るという条件付権利は、未経過カバー期間に係る負債から控除しなければならない。

両審議会は全員一致でビルディング・ブロック・アプローチについては合意したが、保険料配分アプローチにおける条件付保険料の取扱いについては全員一致で却下し、保険料配分アプローチにおいてはすべての保険料を保険契約の簿価とは区分して資産

として取り扱うことを選好した。両審議会がスタッフの提案を却下したのは、これが保険料の收受の事実またはこれに代わる未収保険料の認識とは関係なく、契約の開始時点においてすべての保険料が收受されたように未経過保険料負債を会計処理するため、既存の実務と乖離しているためであった。この実務が多く財務諸表利用者から支持されていることは明らかであり、両審議会は、財務諸表利用者の支持する実務を維持することの便益の方が、保険料配分アプローチとビルディング・ブロック・アプローチに共通の原則をスタッフに認めることよりも好ましいとの決定を行った。

重要な条件付保険料の支払いがある場合(例えば、保険料が回払いで、解約や、将来の支払いを止めるような権利を保険契約者が有する短期契約)、資産および未経過保険料負債の両方が、同一の契約で保険料が一括前払いの場合よりも低くなることが言及された。資産および負債の簿価を減額することは、契約の潜在的な解約の可能性を反映している。

第5の提案は、ビルディング・ブロック・アプローチを使用して測定した保険契約の負債(または資産)を、保険料配分アプローチを使用して測定したものと区分表示するというものである。スタッフの提案は当初IASBによって却下されていたが、それは2つのアプローチが異なる会計モデルであることに賛成票を投じたように受け止められたためであった。異なる会計モデルという考え方は、IASBが前回の審議会で却下していたものである。さらなる審議が行われ、この決定によって単一または2つの会計モデル原則を導入することを企てるものではないことが明らかにされ、IASBは多数派の12名が賛成、2名が反対して承認され、FASBは全員一致で承認した。

第6の提案は、財政状態計算書において資産ポジションのポートフォリオと負債ポジションのポートフォリオの合算を認めないというものである。この提案は、保険料配分アプローチおよびビルディング・ブロック・アプローチの両方に適用される。しかしながら、両審議会が保険料を受け取る権利を区分表示することを以前に決定していたことから、短期契約にこれが適用される可能性はとても低い。

資産ポートフォリオの表示に関する提案が承認されたのは、新契約費の表示について審議が予定されており、契約のキャッシュ・フローの一部として取り扱うことで、キャッシュ・フローの現在価値の純額から減額する(※1)という現時点での決定事項に対して、代替案を審議することにIASBおよびFASBの

一部の理事が関心を示しているからである。これらの両審議会の理事は、一定のケースにおいては、ポートフォリオが資産となることを指摘した。なぜなら、主に、当初一括払いの新契約費を将来キャッシュ・フローの期待現在価値の純額から減額すると、その純額が少額の場合に資産となるからである(※2)。確かに、将来のイン・フローの大部分が現在価値(純額)の一部であるような回払保険料の契約では、これは典型的である。FASB は全員一致でこれを承認し、IASB は 15 名中 13 名が同じ結論に到達した。

(※1 訳注)例えば、保険料 120、保険金 80、新契約費 30 という契約を想定すると、キャッシュ・フローの純額は 120 から 110(80 と 30 の合計)を減額した 10 となる。10 はマージンとなり、当初認識時の保険負債はゼロとなる。

(※2 訳注)訳注※1 と同じ契約を想定すると、保険料收受前に新契約費 30 を支払うと、保険資産(負債の保険負債)が 30 計上されることになる。

包括利益計算書の表示の要求事項については進展がなかった

上記の 10 月の同じ会議において、両審議会は包括利益計算書の表示についてもコンバージェンスした決定に到達しようと試みた。その目的は、マージンに基づいた表示を維持しつつ、その期の保険会社の活動に関するボリューム情報も作成できるようにするという、困難な問題を解決することにあった。過去の暫定決定をより完全な要求事項のセットに進化させるという試みは生産的ではなく、本トピックは将来の会議において再度審議することとなった。

IASB 理事の Stephen Cooper がこの会議において本トピックに関する新たな提案を行ったことは重要である。彼の見解によれば、それは直近で承認された損益計算書(本ニュースレター第 22 号参照)よりも短いもので、保険者の業績を他の産業の報告企業の業績と比較することが可能になるということであった。

両審議会がこの新たな提案を詳細に調査することに関心を示したことから、これにより、重要なトピックに関する結論は将来の会議に延期されることになった。

開示の要求事項

9月19日開催の合同会議において、スタッフは公開

草案で提案された開示の要求事項に関する 5 つの提案を行った。

第 1 の提案は、異なる事業セグメントから生じた情報については、保険者はこれを集約してはならないという要求事項を削除するというものであった。スタッフは「重要でない大量の詳細事項を含め、性質の異なる項目を集約することで、有用な情報が覆い隠されないようにすること」を確保するための集約および細分化に関する一般原則があれば、有用な開示を得るために十分であると説明した。異なる事業セグメントにおいて報告されているデータを集約することを回避するための要求事項が重複することは、不必要な対立に繋がる可能性があり、コメント・レターではこの内部対立が指摘されていた。スタッフは、これはそのような重複の事例であり、よって削除を提案することを再確認した。両審議会は全員一致で公開草案に対する修正を承認した。

第 2 および第 3 の提案はまとめると、保険者が保険契約の測定に使用したインプットの変更の開示はそのままとし、これに加えて、保険契約の測定のために使用した方法の変更を開示する要求事項を導入するものである。さらに、保険者は無配当契約のキャッシュ・フローの割引に使用されたイールドカーブのすべてを開示する必要がある。

この方法変更を開示する要求事項の追加は、使用されているモデルの定性的な特徴について投資家に情報を提供する必要性を認識したものである。割引率のためのイールドカーブの開示が追加されたことは、無配当契約の割引率の審議に関する去る 3 月の合意事項を追認するものであった。これらすべての開示は、IFRS および US GAAP において優先される重要性の原則の範囲内で開発されることになる。これらすべての提案は FASB 全員により支持され、IASB は 15 名中 14 名が賛成した。

第 4 の提案は、保険者が基礎となる不確実性の測定についての分析を開示するという要求事項を削除し、IFRS 第 13 号「公正価値の測定」の要求事項との相互参照に置き換えるというものである。これは両審議会の意見が分かれ、異なる立場となった分野である。IASB はこのスタッフからの提案を承認した(賛成 14 名、反対 1 名)。これに対し FASB は賛成 2 名(反対は 5 名)でこれを却下し、US GAAP では同一のアプローチを適用しないことを決定した。

双方の会計基準書の要求事項は非常に類似してい

る。IFRS 第 13 号の要求事項は、US GAAP 上、公正価値測定と同等の基準である ASC275-10-50-6 にもみられる。IFRS 第 13 号にみられる開示の種類は、特に「レベル 3」公正価値に焦点をあてており、観察不能なインプットの性質および変化に関する定量的開示、および合理的な可能性のある代替的前提を反映した観察不能なインプットの変化に対する「レベル 3」の評価額の感応度に関する定量的開示を含んでいる。

FASB は US GAAP 上、IFRS 第 13 号に相当する基準に依拠することに不快感を示し、明らかに公正価値ベースでない測定ベースを取り巻く不確実性の開示については、すべての関連する開示の要求事項が保険の会計基準に含まれるべきであるとして、本提案を却下したものである。

第 5 および最後の提案は、予想満期の選択開示を削除し、最低 5 年間の予想満期の将来分析に基づいた表の開示の要求事項を求めるというものである。最低 5 年間の表の要求事項は、リースの現在の公開草案の開示の要求事項と平仄を合わせたものであり、異なる基準間での開示の整合性を改善しようとするものである。スタッフはまた、公開草案の一部であった保険負債の要求払額の開示についても削除することを提案した。

FASB はこの提案に合意せず、同じトピックに関して FASB が最近決定した事項を選好した。すなわち、保険会社も含め、企業グループと定義された金融機関は、資産情報を含む、流動性の表や企業グループ内での流動性の移転可能性についての説明の開示が求められる。9 月 7 日にこの決定に達していた FASB は、全員一致でスタッフの提案を却下した。IASB は多数派の 14 名が賛成し、1 名が反対した。

明示的な勘定残高の分解表示

11 月 16 日に開催された会議において、IASB および FASB は明示的な勘定残高の分解表示について審議を行った。本トピックは、以前は非保険要素のアンバンドリングと呼ばれていたものであった。スタッフは、勘定残高が貨幣金額の累積額であり、明示的なリターンが付されている場合に明示的であるという提案を強調した。彼らはまた非保険要素のアンバンドリングと分解表示を区別していることを明確にした。明示的な勘定残高の分解表示は表示目的のみであり、保険者は明示的な勘定残高のキャッシュ・フローを、保険契約から生じるその他のすべてのキャッシュ・フローと一緒にビルディング・ブロック・アプローチに基づき測定することになる。その測定

完了後、明示的な勘定残高を区分して表示することになる。本トピックについて、スタッフは両審議会に対し 5 つの質問を行った。

1. 両審議会は、すべての明示的な勘定残高は保険契約負債から区分表示しなければならないことに合意するか。

2. 両審議会は、明示的な勘定残高を特定する以下の規準に合意するか。以下の両方の条件が存在する場合、契約は明示的な勘定残高を有する。

a) 残高が保険契約者と保険者の間の取引の貨幣金額の累積額である。

b) 残高に明示的なリターンが付されている。次のうちいずれかの方法を当該残高に適用することによりリターンが決定されている場合には、当該リターンは明示的である。(1) 契約上の計算式。その場合、契約期間中に保険者がリターン・レートを再設定する能力を有しているかもしれない、(2) 特定の資産の運用成果から直接的に決定される配分額

3. 両審議会は、すべての明示的な勘定残高および関連する資産は保険者の財務諸表に認識され、それらを相殺すべきではないことに合意するか。

4. 両審議会は、保険者が明示的な勘定残高および該当する場合にはそれに関連するサービスを、保険契約のその他の構成要素と一緒に測定することに合意するか。

5. 両審議会は、(注記ではなく)財政状態計算書本体において、明示的な勘定残高を保険契約負債から区分して表示し、その金額を以下の合計額とすることに合意するか。

i. 明示的な勘定残高

ii. 報告期間中のすべての手数料およびリターンの発生額

FASB 議長は第 1 の質問について決議を求める中で、スタッフの提案は勘定残高の分解表示という意味では最低限のものであると想定する必要があり、理事はそれを拡大することを望むかもしれないことを認めた。両審議会は合意し、一部の理事はその他の項目も検討するよう、さらなる調査が必要であると述べた。両審議会は第 2 の質問を避けることを

決定した。なぜなら、何を含めるべきで、どのように測定すべきかという基礎論点があるからであり、両審議会はその他の質問を審議することを選好した。スタッフは明示的な勘定残高がアンバンドルされて契約の保険部分と別に測定されるのではないことを繰り返した。かわりに、それは保険契約のキャッシュ・フローのその他の要素と一緒に測定されることになる。しかしながら、保険契約の簿価から分離して財政状態計算書本体において区分表示することになる。このようなアプローチでは、明示的な勘定残高の割引を要求していない。理事の間で結論のみえない議論の後、IASB スタッフはいくつかの異なる質問で両審議会の考えを調べようと試みた。両審議会の理事は、契約全体がビルディング・ブロック・アプローチに基づき測定されるべきか（組込デリバティブ等、既にアンバンドルされている他の項目を除く）と質問され、9名のIASB理事がそのようにすべきと回答し、6名が分離表示よりもアンバンドリングを選好した。しかしながら、IASBの理事は全員一致で、最終基準書には少なくとも分解表示が必要であるとされた。最終的に、同じ多数派9名が、スタッフ・ペーパーに定義されているように、分解表示の要求事項を明示的な勘定残高に限ることに賛同した。その他の理事は、預り金要素の分離についてさらに踏み込んで検討すべきとしていた。同様の質問がなされたが、FASBの2名のみが契約全体についてビルディング・ブロックを使用して測定すべきであると考えた。

IASB議長は本セッションの終了時に暫定合意として記録を残すことはできないと宣言し、スタッフに他のアプローチを調査するように依頼した。

その他の合意事項－固定料金のサービス契約の範囲除外

(Other decisions - Fixed fee service contracts scope exclusion)

2011年3月開催の合同会議において、両審議会は保険契約の定義から一定の固定料金契約を除外することを暫定的に決定した（ニュースレター第19号参照）。

10月20日開催の会議において、スタッフは主要な目的としてサービスを提供する固定料金契約について、以下のすべての特徴を有する場合には範囲除外とすべきことを提案した。

- ・契約の料金が個別の顧客に関連するリスク評価に基づき決められていない。
- ・契約が現金ではなく、サービスの提供により顧客に補償を行う。
- ・契約により移転されるリスクの種類が、移転されるリスク全体に比較してサービスの利用（または頻度）に主に関連している。

スタッフは固定料金でサービスを提供する様々な契約を評価し、それらを伝統的な保険契約と区別するような特徴を特定した。その分析の焦点は、範囲を除外することの合理性、保険料配分アプローチではなく収益認識基準を適用することの差異、およびあらゆる適用上の懸念であった。

スタッフの分析により、両者の提案に基づく固定料金契約の結果は類似しているが、収益認識基準の適用に比べて、保険のガイダンスを契約に適用することで、財務諸表作成者に追加的な負担を課すことになることが確認された。

スタッフの提案は、一定の文言をドラフトしなおし、適用指針または設例を含めることを条件に、両審議会により全員一致で承認された。

デロイトの見解

我々のコメント・レターにおいて、我々は固定料金のサービス契約を範囲除外とする公開草案の提案に合意していない。この範囲除外は定義が不十分であり、最終基準書において適用範囲に入れた場合に比べて、有用性のない情報となりうる。

両審議会の決定は、この論点に対処したようである。

タイムテーブルおよび次のステップ (Timetable and next steps)

前述のように、両審議会の最終基準書の発行予定日は、もはや 2012 年の年末よりも前となることはない。

我々の予想では、IFRS の再公開草案と US GAAP の公開草案と一緒に発行され、2 つのタイムテーブルが一致する。

2013 年のいつかの時点において IFRS および US GAAP の最終基準書が発行されるとすれば、適用開始日を 2015 年 1 月 1 日以降に先送りしようとする圧力は大きなものになる。金融商品プロジェクトは減損およびマクロヘッジの発行予定日を 2012 年以降にしたことで、同じ運命を被っている。EU の会計主体である EFRAG はその回答文書のドラフトの中で、IFRS 第 9 号の適用開始日を 2015 年 1 月 1 日から「IFRS 第 4 号フェーズ II および IFRS 第 9 号の発行日のいずれか遅いほうから 3 年後」へ変更することを提案している。

IFRS 第 9 号の的を絞った改善を実行する決定は、「OCI による解決策」を導入する潜在的な可能性があり、一定の業界のスタンスを緩和しうが、両審議会においては、いまだに審議されていない少数の論点と並行して、この事前に計画されていなかった作業を完了させるために時間が費やされることになるであろう。さらに、IASB は 12 月 8 日にホームページを通じて 4 つの特定の領域(キャッシュ・フロー、割引率、リスク調整、開示)について、これまでの決定事項を実施するためのたたき台 (working draft) を使用してフィードバックを求めることを発表した。

12 月 15 日から 16 日に予定されている合同会議において、両審議会は経過措置を除く 2 つの残りの主要な論点をカバーする、かなり広範なセッションを行う予定である。

・ポートフォリオの定義

・リスク調整および残余マージンならびに単一マージンの計算単位

デロイトはこの合同会議の結果について、終了後直ちに我々の IAS Plus のニュースサービス[*1]、続けて審議会の後にニュースレター Insurance Contracts Project Insight[*2]を通じて報告する予定である。

[*1]: <http://www.iasplus.com/agenda/insure2.htm>

[*2]: <http://www.iasplus.com/insight/insurancecontracts.pdf>

最後に、米国証券取引委員会 (SEC) の主任会計士である James L. Kroeker は、12 月 5 日の AICPA National Conference においてスピーチを行い、米国での証券発行者のための IFRS の取込みに関する SEC スタッフの最終報告書は「さらに数ヶ月」遅れることになると発表した。この文書では、米国における IFRS 適用の方向性とペースが明らかになることが予想されており、両審議会が過去 2 年間に行ってきたコンバージェンス作業の風向き (tone) に明らかに影響するものであり、広範に再検討されて再公開されるものである。

我々はこの SEC の遅れが個別の保険契約の審議にどんな影響を与えるかを見ていくことになる。今年 (2011 年) の下半期における合同会議のペースの遅れは、Global GAAP を支持する G20 へのコミットメントに応えるのか、どのように応えるのかについて、米国政府の立場が明確になるのを待つ必要があったことに影響を受けている、と多くのコメント提供者は推測していた。

特に、このコミットメントが米国内で IFRS をアドプションすることを米国が受容することで履行されるのか、または米国の証券市場規制において IFRS をエンドースメントする前に、IFRS と US GAAP の間でのコンバージェンスの達成を求めることにより履行されるのかという状況に応じて、保険合同プロジェクトは影響を受けるであろう。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,400 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 182,000 人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。